

滋 広 政 第 1 6 2 号
令和2年(2020)年9月28日

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 様

滋賀県知事 三日月 大造

「淀川水系・木曽川水系 湖北圏域河川整備計画（変更原案）」について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第2条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1. 諮問事項

淀川水系・木曽川水系 湖北圏域河川整備計画（変更原案）

令和2年(2020)年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造 様

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 里深 好文

淀川水系・木曾川水系湖北圏域河川整備計画(変更原案)について(答申)

令和2年9月28日付け滋広政第162号で諮問のあった標記について、別紙のとおり
答申します。

「淀川水系・木曽川水系湖北圏域河川整備計画（変更原案）」に関する答申

淀川水系・木曽川水系 湖北圏域河川整備計画（変更原案）について、以下の項目に留意の上、必要な手続きを進められたい。

記

1. 米川の河川整備にあたっては、超過洪水に備え、住民周知等のソフト対策についても推進されたい。
2. 天野川の河川整備にあたっては、生物（ホタル）に対するモニタリング調査も並行して進められたい。
3. 各河川における遊水地の整備にあたっては、住民に対して内容をよく説明し、進められたい。